

岩国市監査告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので、次のとおり公表します。

令和3年7月27日

岩国市監査委員 平 井 健 司

岩国市監査委員 品 川 充 洋

岩国市監査委員 片 山 原 司

## 令和3年度第1回定期監査結果

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による監査

### 2 監査の対象

選挙管理委員会事務局

### 3 監査の実施期間

令和3年5月26日から同年6月3日まで

### 4 監査の着眼点及び実施内容

監査に当たっては、岩国市監査基準に準拠し、財務に関する事務の執行が法令の趣旨に沿って適正かつ効率的、合理的に行われたかを着眼点として、主として令和2年度及び令和3年度の財務に関する事務(予算の執行、収入、支出、契約、現金等の出納と保管、財産管理等の事務)の執行について、事前に関係部局から必要な資料の提出を求め、監査当日に関係職員から説明聴取などを行うことにより実施した。

### 5 監査の結果

以上のおり監査した限りにおいて、令和2年度及び令和3年度の財務等に関する事務事業の執行処理状況については、関係法令等に基づいて、おおむね適正かつ効率的、合理的に行われていると認めた。